

福井県議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

福井県議会委員会条例（昭和四十八年福井県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(招集) 第十二条 (略) (開催の特例) 第十二条の二 委員長は、重大な感染症のまん延防止の観点からまたは大規模な災害の発生もしくは育児、介護その他やむを得ない理由により、委員が委員会の招集場所へ参集することが困難であると認めるときは、映像および音声の送信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開催することができる。</p> <p>2 前項の場合において、オンラインにより委員会に出席しようとする委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</p> <p>3 委員が前項の許可を得て委員会に出席したときは、当該委員は当該委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>4 オンラインを活用した委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>(定足数) 第十三条 (略)</p>	<p>(招集) 第十二条 (略)</p> <p>(定足数) 第十三条 (略)</p>

附 則

この条例は、令和四年九月一日から施行する。

提案理由

オンラインによる委員会の開催を可能とするため、この案を提出する。